

三角合併に関する法務省令 公布

制度調査部
横山 淳

会社法関連省令シリーズ - 17

【要約】

2007年4月25日、法務省は三角合併などに関する細目を定めた改正会社法施行規則を公布した。この中で、対価が外国株となる場合（外国企業が三角合併などによって国内企業を買収する場合）でも、決議要件は加重しないことが明らかとなった。

他方、株主が的確に賛否の判断ができるように、三角合併などに関する情報開示の拡充が盛り込まれている。具体的には、対価となる株式等の取引市場や市場価格情報などである。

〔目次〕

はじめに.....	1
【1】外国株対価でも、決議要件は加重せず.....	2
【2】開示の拡充.....	3
1．概略.....	3
2．吸収合併消滅会社の情報開示.....	3
(1)合併対価の相当性に関する事項.....	4
(2)合併対価について参考となるべき事項.....	5
(3)吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項.....	11
(4)計算書類等に関する事項.....	11
(5)効力発生日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項.....	12
(6)合併契約書等備置開始日以後、前記(1)～(5)についての変更事項.....	12
3．株式交換完全子会社の情報開示.....	12
【3】施行時期.....	12

はじめに

2007年5月1日から、合併等に当たって、存続会社の株式以外の財産を消滅会社の株主に交付することが可能となる（いわゆる「合併等対価の柔軟化」）。その結果、例えば、存続会社の親会社株式を消滅会社の株主に交付する「三角合併」なども可能となる。

これを受けて、4月25日、「三角合併」などの手続の詳細を定める「会社法施行規則の一部を改正する省令」（以下、「改正省令」）が公布された¹。3月13日に公表された原案（「会社法施行規則の一部を改正する省令案」）と比較すると小さな変更点はあるが、大きな修正は認められない。

¹ 2007年4月25日付官報号外86号に掲載されている。



本稿では、「改正省令」の内容を紹介する。

【 1 】 外国株対価でも、決議要件は加重せず

「三角合併」の承認は、仮に外国株を対価とする場合であっても、原則として、通常の合併等と同様に株主総会の特別決議とすることが、今回の「改正省令」で明らかにされた。その詳細は次の通りである。

「三角合併」の承認手続は、基本的に、通常の合併等と同様である。即ち、原則として、存続会社・消滅会社の双方において、消滅会社の株主に交付される資産内容や合併の効力発生日などを定めた「合併契約」について、株主総会の特別決議による承認を受けなければならない。

特別決議とは、具体的には、次のような決議である（会社法 309 ）。。

議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（ 1 ）を有する株主が出席

出席した株主の議決権の 2 / 3 （ 2 ）以上に当たる多数をもって決議

- （ 1 ） 1 / 3 以上の割合を定款で定めた場合は、その割合以上。
- （ 2 ） これを上回る割合を定款で定めた場合は、その割合。
- （ 3 ） 上記のほかに、「一定数以上の株主の賛成」などの要件を定款で定めても構わない。

ところが、上場会社が三角合併等によって消滅し、その株主に対して譲渡制限が課された非上場株式が交付されたとする。この場合、消滅した上場会社の株主にとっては、売買が困難になるなどの不利益が生じる。そこで、会社法では、消滅会社（株式譲渡制限が課されている会社を除く）の株主に「譲渡制限株式その他これに準ずるもの」が交付される場合には、例外的に次のような重い決議要件（特殊決議）を課すこととしているのである（会社法 309 二）。

議決権を行使できる株主の（人数の）半数以上（ ）の賛成、かつ

総議決権の 2 / 3 以上（ ）の賛成

- （ ） これを上回る割合を定款で定めた場合は、その割合以上。

「その他これに準ずるもの」の範囲は法務省令に委任されている。改正前の法務省令では、次の が指定されている（会社法施行規則 186）。いずれも「譲渡制限株式」そのものではないが、株主の意思に関わらず、存続会社等の側の判断で「譲渡制限株式」に転換され得るものである。

（存続会社等についての）「譲渡制限株式」を取得対価とする「取得条項付株式」

（存続会社等についての）「譲渡制限株式」を取得対価とする「取得条項付新株予約権」

この点については、今回の「改正省令」でも変更はない。つまり、これは外国株が対価となるような「三角合併」などであっても、それが「譲渡制限株式」や上記 に直接該当しない限り、通常の「特別決議」による承認で構わないということを意味している。

一部の経済団体による「外国株を対価とする場合（外国会社が国内企業を「三角合併」などで買収する場合）には承認の決議要件を引き上げよ」という要求は受け入れられないこととなった。

【 2 】 開示の拡充

1 . 概略

今回の「改正省令」で、特に力点が置かれているのが、「三角合併」などに関する情報開示の拡充である。

(「三角合併」に限らないが)合併などに当たっては、株主総会において株主が的確な判断を下すことができるように、その合併などに関する情報開示の制度が会社法(及びその関連省令)によって定められている。

具体的には、その合併などに関する情報を開示する「事前開示書類」を作成し、消滅会社等の本店に備え置いて、株主等による閲覧・謄本(又は抄本)交付の請求に応じなければならない(会社法 782 など)。

加えて、議決権の書面行使・電子行使を実施する会社の場合、株主に送付する株主総会参考書類でもその合併などに関する事項を開示する必要がある。具体的には、株主総会参考書類の中に、株主総会招集決定日時点における「事前開示書類」の内容の概要(一部を除く)を記載することが求められているのである(会社法 301、302、会社法施行規則 86 など)。

今回の「改正省令」では、「合併等対価の柔軟化」(「三角合併」など)に関連して、これらの事前開示書類・株主総会参考書類での開示事項の拡充・明確化が行われている。

その重要なポイントをまとめると次のようになる。

合併等の対価の換価方法についての情報の充実

合併等の対価について、取引市場(証券取引所など)、媒介業者(証券会社など)、市場価格等に関する事項の開示を求める。

合併等の対価の発行会社についての情報の充実

存続会社等以外の会社の株式等を対価として交付する場合(「三角合併」など)には、対価となる株式等の発行会社(「三角合併」の場合は、存続会社の親会社)の定款、財務状況、事業状況等に関する事項の開示を求める。

合併条件の相当性に関する情報の充実

存続会社等と消滅会社等が共通支配下関係()にある場合に、少数株主保護の観点から、特に、合併条件の相当性について追加的な情報の開示を求める。

() 共通支配下関係とは、次の関係をいう(会社計算規則 2 三十一)。

- 2 以上の者(人格のないものを含む)が同一の者の支配(一時的な支配を除く)をされている場合
- 2 以上の者のうちの一の者が他の全ての者を支配している場合

以下、開示事項の詳細を紹介する。

2 . 吸収合併消滅会社の情報開示

吸収合併で消滅する会社の場合、次の事項の開示が求められている(改正会社法施行規則 182)。

- (1)合併対価(1)の相当性に関する事項
 (2)合併対価について参考となるべき事項
 (3)吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項
 (4)計算書類等に関する事項
 (5)効力発生日以後における存続会社の債務(2)の履行の見込みに関する事項
 (6)合併契約等備置開始日以後に生じた前記(1)～(5)についての変更事項

- (1) 存続会社が消滅会社の株主に対して、その株式に代えて交付する金銭等のこと
 (2) 会社法 789 条 1 項(債権者の異議)の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。

以下、この(1)～(6)の内容について、改正前の開示事項と比較しながら解説する。

(1)合併対価の相当性に関する事項

株主が、その合併に賛成するか反対するか、買取請求権を行使するか否かなどを合理的に判断できるように、下記の合併条件の相当性についての情報開示が求められている(改正会社法施行規則 182)。

改正前	改正後
消滅会社の株主に対する合併対価の割当てなどに関する定め(4)の相当性	合併対価の総数、総数の相当性に関する事項
	合併対価として当該種類の財産を選択した理由
	存続会社と消滅会社が共通支配下関係(1)にある場合、消滅会社の株主(2)の利益を害さないように留意した点(3)
	その他消滅会社の株主に対する合併対価の割当てなどに関する定め(4)の相当性

- (1) 共通支配下関係とは、次の関係をいう(会社計算規則 2 三十一)。
 2 以上の者(人格のないものを含む)が同一の者の支配(一時的な支配を除く)をされている場合
 2 以上の者のうちの一の者が他の全ての者を支配している場合
 (2) 消滅会社と共通支配関係にある株主を除く
 (3) 当該事項がない場合は、その旨
 (4) 厳密には、会社法 749 条 1 項 2 号及び 3 号、同 751 条 1 項 2 号～4 号に掲げる事項についての定めとされている。なお、その定めがない場合には、定めがないことの相当性を記載する

改正省令の掲げた項目のうち は、改正前のルールをより明確化・具体化したものと考えられる。

は、改正省令で新たに設けられた項目である。例えば、存続会社と消滅会社が同一の者の支配下にあるような場合に、少数株主を保護するための規定であると説明されている。

なお、この規定は「三角合併」に限らず、合併全般に関係するものである。もし、「三角合併」の場合に当てはめるとすれば、「親会社株式を対価として選択した(三角合併を選択した)理由」()、「親会社株式との交換比率などの相当性」()、「(既に T O B などで対象会

社を支配している場合などの)少数株主の保護」()などを記載することが求められると考えられるだろう。

(2) 合併対価について参考となるべき事項

合併に当たって交付される資産がどのようなものなのかを株主が適切に判断できるように、「合併対価」に関する事項の開示が求められている(改正会社法施行規則 182)。

具体的な開示事項は、その合併対価の種類に応じて次の(A)～(D)のように定められている。

(A) 合併対価の全部又は一部が存続会社の株式・持分である場合

存続会社の株式等を対価とする場合、つまり、「三角合併」ではない)一般的な「合併」の場合についても、下記の通り、開示事項が拡充されている(改正会社法施行規則 182 一)。

改正前	改正後
存続会社の定款の定め (新設)	存続会社の定款の定め 次に掲げる事項その他の合併対価の換価の方法に関する事項 合併対価を取引する市場 合併対価の取引の媒介・取次ぎ・代理を行う者 合併対価の譲渡その他の処分に制限があるときは、その制限の内容 合併対価がその権利の移転・行使に第三者の許可・認可・同意・承諾(以下、許可等)を要するものであるときは、許可等を行う者の氏名・名称、住所その他許可等を得るための手続に関する事項
(新設)	合併対価に市場価格があるときは、その価格に関する事項
(新設)	存続会社の過去5年間にその末日が到来した各事業年度についての貸借対照表の内容。ただし、次の事業年度分を除く。 最終事業年度 貸借対照表の内容につき、法令の規定に基づく公告()をしている事業年度 証券取引法に基づく有価証券報告書を提出している事業年度

() 会社法 440 条 3 項に基づく電子開示を含む。

交付される存続会社株式の取引市場など換金方法・手続に関する情報と、市場価格に関する情報などの開示が、新たに求められている。

なお、 が原案から追加された点である。存続会社が貸借対照表の公告や有価証券報告書の提出を行っていない場合は、過去5年分の貸借対照表の内容の開示が求められている。

(B) 合併対価の全部又は一部が存続会社以外の法人等の株式・持分などである場合

存続会社以外が発行する株式等を対価とする場合は、下記の通り、詳細な情報開示が求められている（改正会社法施行規則 182 二）。なお、対比で示した改正前の規定は「存続会社以外の法人等の株式、持分、社債等その他これに準ずるもの」全般について定めたものである。

「三角合併」も存続会社の親会社（存続会社）の株式を対価とするものであるから、この規定に従った開示が求められることとなる。

改正前（ 1 ）	改正後（ 1 ）
交付される株式等の発行法人等の定款その他これに相当するもの	交付される株式等の発行法人等（三角合併の場合は、存続会社の親会社）の定款その他これに相当するものの定め
（新規）	その法人等が会社でないときは、次の権利に相当する権利その他の合併対価に関する権利（ 2 ）の内容 剰余金の配当を受ける権利 残余財産の分配を受ける権利 株主総会における議決権 合併その他の行為がされる場合において、保有する株式を公正な価格で買い取することを請求する権利 定款その他の資料の閲覧・謄写請求権
（新規）	その法人等がその株主等に対し、日本語以外の言語を使用して情報の提供をすることとされているときは、その言語
（新規）	効力発生日時点において、その法人等の株主等が有すると見込まれる議決権その他これに類する権利の総数
その法人等について登記（ 3 ）がされていないときは、次の事項 その法人等を代表する者の氏名・名称、住所 その法人等の取締役、会計参与、監査役その他の役員の氏名・名称	その法人等について登記（ 3 ）がされていないときは、次の事項 その法人等を代表する者の氏名・名称、住所 その法人等の役員（ を除く ）の氏名・名称
（新設）	その法人等の最終事業年度（ 4 ）に係る計算書類（ 5 ）その他これに相当するものの内容（ 6 ）
（新設）	次の 、 の事項 その法人等が株式会社である場合、最終事業年度に係る事業報告の内容（ 7 ） その法人等が株式会社以外の法人等である場合、最終事業年度についての事業報告の記載事項（ 8 ）に相当する事項の内容の概要（ 9 ）
次の 、 のいずれにも該当しない場合に	その法人等の過去 5 年間にその末日が到来し

<p>は、その法人等の過去5年間の貸借対照表その他これに相当するものの内容 貸借対照表その他これに相当するものの内容につき、法令の規定に基づく公告(11)をしている 証券取引法に基づく有価証券報告書を提出している。</p>	<p>た各事業年度についての貸借対照表その他これに相当するものの内容。ただし、次の事業年度分を除く 最終事業年度 貸借対照表その他これに相当するものの内容につき、法令の規定に基づく公告(10)をしている事業年度 証券取引法に基づく有価証券報告書を提出している事業年度</p>
<p>(新設)</p>	<p>次に掲げる事項その他の合併対価 合併対価を取引する市場 合併対価の取引の媒介を行う者 合併対価の譲渡その他の処分に制限があるときは、その制限の内容 合併対価がその権利の移転・行使に第三者の許可・認可・同意・承諾(以下、許可等)を要するものであるときは、許可等を行う者の氏名・名称、住所その他許可等を得るための手続に関する事項</p>
<p>(新設)</p>	<p>合併対価に市場価格があるときは、その価格に関する事項</p>
<p>(新設)</p>	<p>合併対価が自己株式の取得、持分の払戻しその他これに相当する手続により払戻しを受けることができるものであるときは、その方法に関する事項</p>

- (1) これらの事項が日本語以外の言語で表示されている場合は、その事項(氏名・名称に係る事項を除く)に相当する事項を日本語で表示する。
- (2) 重要でないものを除く。
- (3) 外国の法令に準拠して設立されたものであるときは、会社法に基づく外国会社の登記又は非訟事件手続法に基づく外国法人登記に限る。
- (4) 会社以外の法人等である場合には、最終事業年度に相当するもの。
- (5) 最終事業年度がない場合には、その法人等の成立日における貸借対照表。
- (6) 計算書類等について監査役、監査委員会、会計監査人その他これに相当するものの監査を受けている場合には、監査報告その他これに相当するものの内容の概要を含む。
- (7) 事業報告について監査役、監査委員会の監査を受けている場合には、監査報告の内容を含む。
- (8) 厳密には、会社法施行規則118条各号、119条各号に掲げる事項。
- (9) これらの事項について監査役、監査委員会その他これに相当するものの監査を受けている場合には、監査報告その他これに相当するものの内容の概要を含む。
- (10) 会社法440条3項に基づく電子開示を含む。

「三角合併」(存続会社の親会社株式が対価)の場合に当てはめて、これらの開示事項のポイントを整理すると次のようになるだろう。

- (存続会社の)親会社の定款()
- (存続会社の)親会社とその株主に情報提供を行う場合の言語()
- (存続会社の)親会社の総議決権数()
- (存続会社の)親会社の代表者・役員(登記がない場合、)

- (存続会社の) 親会社の財務情報等 (~)
 (存続会社の) 親会社株式の換金方法・手続 ()
 (存続会社の) 親会社株式の市場価格 ()

(存続会社の) 親会社が外国会社である場合には、これらの事項を日本語で表示しなければならない点 (前記 (1) 参照) も留意する必要があるだろう。

(C) 合併対価の全部又は一部が存続会社の社債、新株予約権、新株予約権付社債である場合

存続会社の社債や新株予約権などを対価とする場合は、下記の通りの情報開示が求められている (改正会社法施行規則 182 三)。

「三角合併」は存続会社の親会社 (存続会社) の株式を対価とするものであるから、この規定には通常、該当しないだろう。

改正前	改正後
(新設)	次に掲げる事項その他の合併対価の換価の方法に関する事項 合併対価を取引する市場 合併対価の取引の媒介・取次ぎ・代理を行う者 合併対価の譲渡その他の処分に制限があるときは、その制限の内容 合併対価がその権利の移転・行使に第三者の許可・認可・同意・承諾 (以下、許可等) を要するものであるときは、許可等を行う者の氏名・名称、住所その他許可等を得るための手続に関する事項
(新設)	合併対価に市場価格があるときは、その価格に関する事項
(新設)	存続会社の過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度についての貸借対照表の内容。ただし、次の事業年度分を除く。 最終事業年度 貸借対照表の内容につき、法令の規定に基づく公告 () をしている事業年度 証券取引法に基づく有価証券報告書を提出している事業年度

() 会社法 440 条 3 項に基づく電子開示を含む。

基本的には、交付される存続会社社債等の取引市場など換金方法・手続に関する情報と、市場価格に関する情報などの開示が中心である。

なお、原案では(C)と(D)を一体として規定していた。最終的な改正省令では「存続会社の発行する社債等」(C)と「それ以外の法人等の発行する社債等」とに区分して規定している。

(D) 合併対価の全部又は一部が存続会社以外の法人等の社債、新株予約権、新株予約権付社債その他これらに準ずるものである場合

存続会社以外が発行する社債や新株予約権などを対価とする場合は、下記の通りの情報開示が求められている（改正会社法施行規則 182 四）。なお、対比で示した改正前の規定は「存続会社以外の法人等の株式、持分、社債等その他これに準ずるもの」全般について定めている。

「三角合併」は存続会社の親会社（存続会社）の株式を対価とするものであるから、この規定には通常は該当しないだろう。ただ、「三角合併」類似の M&A で、存続会社の親会社の新株予約権を交付するようなケースでは、この規定が適用されることとなる。

改正前（ 1 ）	改正後（ 1 ）
（新設）	次に掲げる事項その他の合併対価の換価の方法に関する事項 合併対価を取引する市場 合併対価の取引の媒介・取次ぎ・代理を行う者 合併対価の譲渡その他の処分に制限があるときは、その制限の内容 合併対価がその権利の移転・行使に第三者の許可・認可・同意・承諾（以下、許可等）を要するものであるときは、許可等を行う者の氏名・名称、住所その他許可等を得るための手続に関する事項
（新設）	合併対価に市場価格があるときは、その価格に関する事項
その法人等について登記（ 2 ）がされていないときは、次の事項 その法人等を代表する者の氏名・名称、住所 その法人等の取締役、会計参与、監査役その他の役員の氏名・名称	その法人等について登記（ 3 ）がされていないときは、次の事項 その法人等を代表する者の氏名・名称、住所 その法人等の役員（ を除く ）の氏名・名称
（新設）	その法人等の最終事業年度（ 4 ）に係る計算書類（ 5 ）その他これに相当するもの内容（ 6 ）
（新設）	次の 、 の事項 その法人等が株式会社である場合、最終事業年度に係る事業報告の内容（ 7 ） その法人等が株式会社以外の法人等である場合、最終事業年度についての事業報告の記載事項（ 8 ）に相当する事項の内容の概要（ 9 ）
次の 、 のいずれにも該当しない場合には、その法人等の過去 5 年間の貸借対照表その他これに相当するもの内容 貸借対照表その他これに相当するもの	その法人等の過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度（ 10 ）についての貸借対照表その他これに相当するもの内容。ただし、次の事業年度分を除く

<p>内容につき、法令の規定に基づく公告（10）をしている 証券取引法に基づく有価証券報告書を提出している。</p>	<p>最終事業年度 貸借対照表その他これに相当するもの 内容につき、法令の規定に基づく公告（10）をしている事業年度 証券取引法に基づく有価証券報告書を提出している事業年度</p>
--	--

- (1) これらの事項が日本語以外の言語で表示されている場合は、その事項（氏名・名称に係る事項を除く）に相当する事項を日本語で表示する。
- (2) 外国の法令に準拠して設立されたものであるときは、会社法に基づく外国会社の登記又は非訟事件手続法に基づく外国法人登記に限る。
- (3) 会社以外の法人等である場合には、最終事業年度に相当するもの。
- (4) 最終事業年度がない場合には、その法人等の成立日における貸借対照表。
- (5) 計算書類等について監査役、監査委員会、会計監査人その他これに相当するものの監査を受けている場合には、監査報告その他これに相当するものの内容の概要を含む。
- (6) 事業報告について監査役、監査委員会の監査を受けている場合には、監査報告の内容を含む。
- (7) 厳密には、会社法施行規則 118 条各号、119 条各号に掲げる事項。
- (8) これらの事項について監査役、監査委員会その他これに相当するものの監査を受けている場合には、監査報告その他これに相当するものの内容の概要を含む。
- (9) これらの事項について監査役、監査委員会その他これに相当するものの監査を受けている場合には、監査報告その他これに相当するものの内容の概要を含む。
- (10) 会社法 440 条 3 項に基づく電子開示を含む。

基本的には前出(B)の株式・持分などを対価とした合併に準じた内容となっているが、「定款」や「総議決権数」などの開示は求められていない。

(E) 合併対価の全部又は一部が前記(A)～(D)及び金銭以外の財産である場合

前記(A)～(D)及び金銭以外の財産、例えば、現物資産などを対価とする場合は、下記の通りの情報開示が求められている（改正会社法施行規則 182 五）。

改正前	改正後
(新設)	<p>次に掲げる事項その他の合併対価の換価の方法に関する事項</p> <p>合併対価を取引する市場</p> <p>合併対価の取引の媒介・取次ぎ・代理を行う者</p> <p>合併対価の譲渡その他の処分に制限があるときは、その制限の内容</p> <p>合併対価がその権利の移転・行使に第三者の許可・認可・同意・承諾（以下、許可等）を要するものであるときは、許可等を行う者の氏名・名称、住所その他許可等を得るための手続に関する事項</p>
(新設)	<p>合併対価に市場価格があるときは、その価格に関する事項</p>

交付される財産の換金方法・手続に関する情報と、市場価格に関する情報の開示が求められている。

(3)吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

消滅会社の新株予約権の取扱い（存続会社の新株予約権に引継ぐ、換金処理するなど）の相当性の開示が求められている（改正会社法施行規則 182 ）。

基本的に、改正前の会社法施行規則（182 条 4 号）と同じ内容である。

改正前	改正後
存続会社が株式会社である場合 （同右）	存続会社が株式会社である場合 イ 消滅会社の新株予約権者に対して交付する存続会社の新株予約権又は金銭の算定方法など ロ 消滅会社の新株予約権者に対する存続会社の新株予約権又は金銭の割当に関する事項
存続会社が持分会社である場合 （同右）	存続会社が持分会社である場合 イ 消滅会社の新株予約権者に対して交付する金銭の算定方法など ロ 消滅会社の新株予約権者に対する金銭の割当に関する事項

(4)計算書類等に関する事項

存続会社、消滅会社の財務情報等の開示が求められている（改正会社法施行規則 182 ）。

基本的に、改正前の会社法施行規則（182 条 5、6 号）と同じ内容である。

改正前	改正後
存続会社について次の事項 （同右）	存続会社について次の事項 イ 最終事業年度についての計算書類等（ 1 ）の内容 ロ 最終事業年度末日後の日を臨時決算日（ 2 ）とする臨時計算書類等がある場合は、その内容 ハ 最終事業年度末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象が生じたときは、その内容（ 3 ）
消滅会社（清算株式会社を除く）について次の事項 （同右）	消滅会社（清算株式会社を除く）について次の事項 イ 最終事業年度末日（ 4 ）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象が生じたときは、その内容（ 3 ） ロ 最終事業年度がないときは、消滅会社の成

	立日における貸借対照表
--	-------------

- (1) 最終事業年度がない場合には、存続会社の成立日における貸借対照表。
- (2) 2以上の臨時決算日がある場合には、その最も遅いもの。
- (3) 合併契約等備置開始日後、効力発生日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、その新たな事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。
- (4) 最終事業年度がない場合には、消滅会社の成立日

(5)効力発生日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

合併等の効力発生日後における債務の履行の見込みに関する事項の開示が求められる。

基本的に、改正前の会社法施行規則（182条7号）と同じ内容である。

(6)合併契約等備置開始日以後に生じた前記(1)～(5)についての変更事項

備置開始後に生じた変更に関する事項の開示が求められる。

基本的に、改正前の会社法施行規則（182条8号）と同じ内容である。

3．株式交換完全子会社の情報開示

株式交換で完全子会社となる会社の場合、次の事項の開示が求められている（改正会社法施行規則184）。

- (1)交換対価（ 1 ）の相当性に関する事項
- (2)交換対価について参考となるべき事項
- (3)株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項
- (4)計算書類等に関する事項
- (5)効力発生日以後における株式交換完全親会社の債務（ 2 ）の履行の見込みに関する事項
- (6)株式交換契約等備置開始日以後に生じた前記(1)～(5)についての変更事項
 - (1) 株式交換で完全親会社となる会社が、完全子会社となる会社の株主に対して、その株式に代えて交付する金銭等のこと
 - (2) 会社法789条1項（債権者の異議）の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。

この(1)～(6)の具体的な内容は、基本的に前記「2．吸収合併消滅会社」の場合に準じたものとなっている（改正会社法施行規則184～）。

【3】施行時期

改正会社法施行規則は、2007年5月1日から施行される。

なお、施行日前に合併契約等が締結された場合における事前開示書類・株主総会参考書類については、「従前の例による」（つまり改正前の省令に従う）こととされている（附則2）。